

自己資本の構成に関する開示（三菱UFJフィナンシャル・グループ）

（単位：百万円、％）

項目	平成25年3月末	経過措置による		国際様式の 該当番号
		不算入額		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目（1）				
普通株式に係る株主資本の額	10,080,276			1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	3,922,308			1a
うち、利益剰余金の額	6,267,976			2
うち、自己株式の額(△)	1,929			1c
うち、社外流出予定額(△)	108,079			26
うち、上記以外に該当するものの額	-			
普通株式に係る新株予約権の額	8,884			1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	1,158,261		3
普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	59,358			5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	152,038			
うち、少数株主持分等に係る経過措置により算入される額	152,038			
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	10,300,557			6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	-	998,063		8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	611,980		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	386,083		9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	1,804		10
繰延ヘッジ損益の額	-	111,861		11
適格引当金不足額	-	-		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	13,245		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-		14
前払年金費用の額	-	286,349		15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	2,409		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-		17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの のに関連するものの額	-	-		19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に 関連するものの額	-	-		20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-		22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの のに関連するものの額	-	-		23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に 関連するものの額	-	-		24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		25
その他Tier1 資本不足額	-	-		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	-	-		28
普通株式等Tier1 資本				
普通株式等Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	10,300,557			29
その他Tier1 資本に係る基礎項目（3）				
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額	-			31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-			31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-			32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-			
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	130,488			34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含ま れる額	1,491,777			33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	1,491,777			33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調 達手段の額	-			35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 195,421			
うち、為替換算調整勘定の額	△ 195,421			
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）	1,426,844			36

自己資本の構成に関する開示（三菱UFJフィナンシャル・グループ）

（単位：百万円、％）

項目	平成25年3月末	経過措置による	
		不算入額	国際様式の 該当番号
その他Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	1,169	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	10,240	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	512,586		
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）のうち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	467,414		
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	31,926		
うち、証券化に伴い増加した自己資本に相当する額	13,245		
Tier2 資本不足額	-		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）	512,586		43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額（(ニ) - (ホ)）（ヘ）	914,257		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額（(ハ) + (ヘ)）（ト）	11,214,815		45
Tier2 資本に係る基礎項目（4）			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	37,835		48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,384,976		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	2,384,976		49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	235,057		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	105,314		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	129,743		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	958,784		
うち、その他有価証券評価差額金の額	845,868		
うち、繰延ヘッジ損益の額	△ 30,022		
うち、土地再評価差額金の額	142,938		
Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）	3,616,654		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	18,870	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	4,922	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	157,518		
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）のうち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	144,565		
うち、その他金融機関等の資本調達手段の額	12,952		
Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）	157,518		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額（(チ) - (リ)）（ヌ）	3,459,135		58
総自己資本			
総自己資本の額（(ト) + (ヌ)）（ル）	14,673,951		59

自己資本の構成に関する開示（三菱UFJフィナンシャル・グループ）

（単位：百万円、％）

項目	平成25年3月末	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	669,851		
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	354,156		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1,804		
うち、前払年金費用の額	286,349		
うち、自己保有調達手段の額	4,963		
うち、その他金融機関等の資本調達手段の額	22,577		
リスク・アセットの額 (7)	87,968,639		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier1 比率((ハ) / (7))	11.70%		61
連結Tier1 比率((ト) / (7))	12.74%		62
連結総自己資本比率((ル) / (7))	16.68%		63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	830,715		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	584,687		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	267		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	169,159		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額	105,314		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	168,644		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	129,743		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	372,083		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	1,491,777		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	165,753		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	2,384,976		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	264,997		85

※ 1 平成18年金融庁告示第20号（以下、「告示」という。）第8条第12項ただし書きの規定に基づき金融庁長官の承認を受けた資本調達手段は、告示第8条第8項各号に定める額並びに第9項第1号及び第10項第1号に掲げる額の算出の対象から除外しております。平成25年3月31日から平成35年3月30日の期間（ただし平成31年3月31日以降は対象金額が毎年20%ずつ減）に限る承認であり、25年3月末は944,568百万円が該当しております。